

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休息日
の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告示 木材業者及び製材業者の登録
土地の用途廃止
- ” 土地改良区の定款の変更の認可
土地改良区の役員の就退任
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 特定の農産物の合理的な集団産地の形成を図るため一定の区域について作成された当該農産物の生産、集荷及び出荷並びに処理加工に関する総合的な計画で昭和四十四年度において知事の承認を受けたものの実施に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類欄に掲げる資金のうち知事の定めるものに該当するものについての第二条の規定の適用については、同表の第一号から第四号までの項中「年三分」とあるのは「年四分」と、「年二分」とあるのは「年三分」と、「年一分」とあるのは「年二分」と読み替えるものとする。

別表の第七号の項に次のように加える。

八 前各号に掲げるもののほか、 知事が特に必要と認めて指定 する資金	年三分	年二分	年一分		
--	-----	-----	-----	--	--

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百三十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第三条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例第六条第二項の規定により告示する。

木材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者氏名
鳥木第一〇六号	昭和四十四年五月二日	鳥取市田島一区	藤原金幸
三九号	一六日	本町四丁目二二	藤原金
三九号	六月一日	湖山町四七八	日下部良蔵
八木第一〇六号	五月一四日	八頭郡家町家	大西木材有限公司
一〇七号	一九日	智頭町西字塚	長石道正
一〇八号	"	慶所	谷口光次郎
一〇九号	"	大屋	谷口木村KK
一一〇号	二二日	郡家町福地	福安忠仁
一一一号	"	智頭町八河谷	高坂温雅
一一二号	六月一六日	福原	白岩重蔵
一一三号	"	大内	藤原伝蔵
一一四号	"	西野	坂本登志行
一一五号	"	岩神	林本賢蔵
一一六号	"	奥本	小林川正之助
一一七号	一九日	早瀬	小川正之助
一一八号	"	用瀬町宮原	山方福兼
一一九号	"	赤波	西山村福晃
一二〇号	"	赤波	西山村福晃
一二一号	"	鷹狩	有田治雄

昭和四十四年七月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

六九号	六八号	六七号	六六号	六五号	六四号	六三号	六二号	六一号	六〇号	九二号	三七号	三六号	三五号	三四号	三三号	三二号	三一号	三〇号	二九号	二八号	二七号	二六号	二五号	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	一七日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六日	六月一三日	七月二日	六月二〇日	〃	〃	〃	三一日	〃	〃	〃	〃	〃	二七日	二二日	二〇日	一四日
〃	西伯町落合	〃	〃	〃	〃	西伯郡岸本町立岩	〃	米子市福方	西伯郡中山町下甲	東伯郡赤碕町出上	〃	江府町江尾	日野町安原	〃	江府町江尾	日野町黒坂	溝口町根雨原	〃	〃	〃	日南町多里	〃	〃	溝口町溝口
東上	西伯町落合	大殿	丸山	吉長	大殿	尾高	尾高	米子市福方	西伯郡岸本町立岩	東伯郡赤碕町出上	江府町江尾	日野町安原	〃	江府町江尾	日野町黒坂	溝口町根雨原	〃	〃	〃	折渡	生山	日南町多里	〃	溝口町溝口
株	景	有	後	松	中	藤	藤	松	中	藤	藤	瀬	藤	奥	世	奥	中	白	樫	長	松	小	前	
式	山	限	藤	山	山	田	波	波	山	山	田	田	田	田	垣	田	西	根	本	川	本	田	田	
会	材	会	製	町	町	田	製	製	町	町	田	田	田	田	田	田	林	産	材	根	製	材	材	
社	材	社	材	森	森	木	材	材	林	林	木	材	材	材	材	材	株	株	材	雨	材	工	工	
矢	木	藤	材	林	組	材	材	材	組	組	材	材	材	材	材	材	式	式	工	工	場	場	場	
田	林	本	本	業	合	材	所	所	合	合	材	材	材	所	所	社	社	社	場	場	場	場	場	
生	景	仲	藤	影	中	後	松	尾	福	藤	瀬	藤	奥	世	奥	中	白	樫	長	松	小	前		
田	山	本	本	山	曾	藤	波	古	本	田	田	田	田	垣	田	西	根	本	川	本	田	田		
田	山	本	本	山	曾	藤	波	古	本	田	田	田	田	垣	田	西	根	本	川	本	田	田		
泰	雅	房	階	智	義	憲	廣	善	芳	幸	幸	茂	朝	庄	重	重	重	重	重	重	重	重		
治	由	市	喜	一	明	潮	績	久	晴	義	清	久	義	夫	男	雄	均	均	均	均	均	均		
治	由	市	喜	一	明	潮	績	久	晴	義	清	久	義	夫	男	雄	均	均	均	均	均	均		

九二号	九一号	九〇号	八九号	八八号	八七号	八六号	八五号	八四号	八三号	八二号	八一号	八〇号	七九号	七八号	七七号	七六号	七五号	七四号	七三号	七二号	七一号	七〇号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		二六日			二〇日				一九日						一八日							
西伯郡会见町金田	中町	米子市上安曇	〃	〃	会见町天万	中山町中山口	〃	〃	名和町御来屋	佐摩	〃	坊領	大山町上万	〃	淀江町西原	絹屋	西	〃	法勝寺	下中谷	中谷	八金
米子中央木材有限会社	新井製材株式会社	富永産業株式会社	植田製材製油所	圓岡木材材店	御来屋木材有限会社	有限会社国谷材木店	吉尾	伊沢	大山森林組合	孝靈山森林組合	淀江木材株式会社	有限会社松田木材	塔田木材	西伯町森林組合								
赤井	山田	田子	新井	富永	植田	圓岡	国谷	吉尾	伊沢	下島	馬田	齐木	吉岡	松田	塔田	山田	平山	生田	秦野	遠野	井上	
牧次郎	慶福	周一郎	和一郎	武次郎	金蔵	増太郎	百伸	初蔵	達夫	齐次郎	藤吾	禎之	義光	正晴	三朗	泰治	秀雄	義矩	良秋			

製材業者	登録番号	登録年月日	住所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者氏名
八製第六七号	八製第六七号	昭和四四年五月一四日	八頭郡郡家町郡家	大西木材有限公司 大西
六八号	六八号	一九日	智頭町慶所	谷口木材KK 谷口
六九号	六九号		三田	大橋木工所 大橋
七〇号	七〇号		三吉	小大橋 小大橋
七一号	七一号	六月一六日	大内	山根 山根
七二号	七二号			前橋 前橋
七三号	七三号			植月 植月
七四号	七四号			坂本 坂本
七五号	七五号	一九日	智頭	西村 西村
七六号	七六号		用瀬町宮原	川本 川本
七七号	七七号			有田 有田
七八号	七八号	二三日	佐治村余戸	沢田 沢田
七九号	七九号	二五日	若桜町若桜	野田 野田
八〇号	八〇号			伊井野 伊井野
八一号	八一号		糸白見	伊井野 伊井野
八二号	八二号	三〇日	郡家町市場	河原村 河原村
八三号	八三号		宮谷	谷口 谷口
八四号	八四号		八東町才代	坂尾 坂尾
倉製第五〇号	倉製第五〇号	五日	東伯郡赤碓町赤碓	浦辺 浦辺
米製第三七号	米製第三七号	五月三一日	米子市富益町	門脇 門脇
三八号	三八号		米原	塩谷 塩谷
三九号	三九号		灘町	有限会社塩谷ポードセンター 有限会社塩谷ポードセンター

五 一 号	五 〇 号	四 九 号	四 八 号	四 七 号	四 六 号	四 五 号	四 四 号	米製 第四 三号	一 八 号	一 七 号	一 六 号	一 五 号	一 四 号	一 三 号	一 二 号	一 一 号	一 〇 号	九 号	八 号	日製 第七 号	四 二 号	四 一 号	四 〇 号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			二 七 日					六 月 一 六 日			三 一 日			二 七 日	二 一 日				一 九 日	一 〇 日			
福 成	下 中 谷	東 上	西 伯 町 落 合	吉 長	大 殿	西 伯 郡 岸 本 町 立 岩	尾 高	米 子 市 福 万	日 野 町 安 原	日 南 町 宮 内	江 府 町 江 尾	溝 口 町 根 雨 原	神 福	日 南 町 神 戸 上	日 野 町 根 雨	江 府 町 武 庫	根 雨	黑 坂	日 野 町 高 尾	日 野 郡 日 南 町 神 戸 上	上 新 印	諏 訪	旗 ヶ 崎
			株 式 会 社 矢 田 貝 林 業	有 限 会 社 藤 本 組		後 藤 製 材 所	松 波 製 材 所				奥 田 製 材 所			有 限 会 社 松 本 製 材 根 雨 工 場					宇 田 電 氣 木 材 工 業 所	春 日 林 業 合 名 会 社		外 材 産 業 株 式 会 社	
龜 田	大 野	生 田	矢 田	藤 本	影 山	中 曾	後 藤	松 波	瀬 田	倉 光	安 田	奥 田	伊 藤	内 田	松 本	佐 々 木	谷 口	福 田	佐 々 木	宇 田	田 中	湯 原	土 井
久 明	龍 雄	泰 治	雅 由	智 一	智 明	潮	義 久	芳 久	正 良	清 一	朝 雄	武 雄	穰	勲	彰	武 一	照 代	照 宝	照 宝	晃 一	明 盛	良 一	光 之

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡山中町塩津字下屋敷二四一番地先		四三・七二	道路敷

鳥取県告示第四百三十八号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年七月十七日から用途廃止した。

昭和四十四年七月二十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市上福原字浜中井手添二一九ノ二番地先から 字西浜中一九二番地先まで		三八五・三二	道路敷
二〇一番地先から 一八五ノ一番地先まで		一五一・一七	水路敷
車尾字浜中砂ノ下 一、二八ノ二番地先から 一、二八ノ三番地先まで		九七・五三	道路敷
一、二九ノ一番地先		六一・五五	道路敷
一、二九ノ一番地先		六・〇七	道路敷
字西浜中一、二九三ノ一番地先		一五・六二	道路敷

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を昭和四十四年七月十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年七月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

乙塚土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	小谷 忠太郎	鳥取市立川町五丁目
	中村 熊太郎	三丁目
	中岩 石三	三丁目
	太田 仲蔵	卯垣
	高取 寿治	立川町四丁目
	小林 寿雄	卯垣
	林 龟太郎	卯垣
	馬 洵光	卯垣
	岩城 重蔵	岩倉
	岩城 音吉	岩倉
	中居 小次郎	大杓
	山田 米蔵	大杓
	谷田 稔	大杓

理 事	小 谷 忠 太 郎	鳥 取 市 立 川 町 五 丁 目 一 〇 二 番 地 の 一
就任した役員の名及び住所		
石 上 誓 光	大 杙 一 九 九 番 地	
山 田 正 茂	一 九 九 番 地 の 二	
中 村 熊 太 郎	立 川 町 五 丁 目 一 四 一 番 地 二	
中 岩 石 三	三 丁 目 三 六 七 番 地	
馬 淵 光 義	卯 垣 二 五 二 番 地	
岩 城 音 吉	岩 倉 二 九 六 番 地	
坂 下 義 美	大 杙 一 二 三 番 地	
小 林 寿 雄	卯 垣 二 一 九 番 地 二	
高 取 寿 治	立 川 町 四 丁 目 四 番 地	
浦 木 勘 十 郎	三 丁 目 四 一 四 番 地	
中 島 広 幾	岩 倉 三 九 二 番 地	
岩 本 儀 一	四 六 四 番 地	
中 村 義 則	大 杙 一 九 一 番 地	

理 事	田 中 稔	鳥 取 市 江 津
江津土地改良区		
退任した役員の名及び住所		
米 山 洋		
米 澤 幸 美		
山 根 德 治		
米 村 豊 治		
魚 崎 保 幸		
津 村 延 吉		
松 下 頼 藏		
任期満了に伴い退任		
就任した役員の名及び住所		
理 事	沢 田 一 夫	鳥 取 市 江 津 六 八 八 番 地
米 山 洋		六 八 七 番 地
奥 山 茂 久		六 三 九 番 地

任期満了に伴い退任

昭和四十三年五月二十七日通常総会において総選挙の結果当選し五月三十日就任 任期二年

監事

監事

一八七番地

岩美郡国府町宮ノ下一九二

立川町五丁目

立川町五丁目九八番地の四

大杙一八〇

田 中 稔 " 六三九 合併地

" 米 澤 幸 美 " 四〇四番地

" 魚 崎 保 幸 " 六一〇 "

監 事 津 村 延 吉 " 六三五 "

" 松 下 頼 藏 " 六二八 "

昭和四十四年三月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し四月十日就任 任期二年

佐野川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 渡 部 重 幸 西伯郡岸本町大殿

昭和四十三年十月十八日死亡に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 高 橋 頼 幸 西伯郡岸本町大殿一、一六四番地

昭和四十四年五月二十七日通常総代会において補欠選挙の結果当選し五月二十七日就任 任期昭和四十六年五月二十二日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の

規定により告示する。

昭和四十四年七月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十四年七月三十日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市大正町一〇七六の三 山 口 せつ子

倉吉市昭和町一八一 山 増 春 枝

鳥取市東品治町一〇の一三 西 田 シヅ子